

平成 28 年 8 月 23 日第 1 回輸送・交通専門委員会決定  
平成 28 年 10 月 26 日第 3 回総会決定(会則一部改正)

## 第 74 回国民体育大会高萩市輸送交通業務実施要項

### 1 目 的

この要項は、第 74 回国民体育大会高萩市輸送交通基本計画に基づき、第 74 回国民体育大会「いきいき茨城ゆめ国体」(以下「大会」という。)における輸送交通業務の実施について、いきいき茨城ゆめ国体高萩市実行委員会(以下「実行委員会」という。)、いきいき茨城ゆめ国体実行委員会(以下「県実行委員会」という。)及び関係機関・関係団体との緊密な連携を図りながら、大会参加者のための輸送手段の設定及び大会運営に必要な駐車場の確保をすることにより、安全かつ効率的な輸送と円滑な大会運営を目的とする。

### 2 輸送交通業務の一般的な事項

#### (1) 輸送対象者

輸送の対象者は、選手・監督、競技役員その他大会関係者(以下「大会関係者等」という。)、一般観覧者及び実行委員会が必要と認めた者とする。

#### (2) 輸送方法

輸送方法は、実行委員会が車両を借り上げて行う輸送(以下「計画輸送」という。)及び公共交通機関による自主移動とする。

#### (3) 輸送交通業務の実施期間

輸送交通業務を行う期間は、原則として公式練習日等を含む各競技会の会期中とする。ただし、特別な事情があると認められる場合は、延長することができる。

#### (4) 輸送交通業務の範囲

輸送交通業務の範囲は、各競技会に直接関係するものに限る。

### 3 輸送業務内容

#### (1) 輸送計画の作成

実行委員会は、各競技会に係る輸送については、関係機関・関係団体の協力を得て、各競技会及び輸送対象者別の輸送方法、集合地、輸送経路等を内容とする輸送計画を作成する。

#### (2) 輸送の実施

##### ア 大会関係者等の輸送

大会関係者等の輸送は計画輸送とし、原則として概ね 2 キロメートル未満の区間にについては行わない。ただし、地域の交通事情等を勘案し、必要と認められる場合は、計画輸送を行うことができる。

##### イ 一般観覧者の輸送

一般観覧者の輸送は、公共交通機関の利用を原則とするが、地域の交通事情等を勘案し、関係機関・関係団体の協力を得て、シャトルバスの運行など必要な措置を講じる。

ウ 広域配宿における輸送

実行委員会は、広域配宿（高萩市外への配宿をいう。）によって高萩市以外に所在する旅館等を宿泊施設として利用する大会関係者等の輸送を実施する。

エ 同一競技が複数市で行われる場合の輸送

同一競技が複数市の会場地で行われる場合の輸送は、関係市準備(又は実行)委員会と協議のうえ必要に応じて実施する。

オ 学校観戦が行われる場合の輸送

学校観戦の輸送は、実行委員会と学校が協議のうえ、輸送計画書を作成し、実行委員会が用意した車両を利用し、安全に輸送を行うこととする。

(3) 誘導案内

ア 案内所の設置

実行委員会は、必要に応じて、主要な駅等に案内所を設置し、大会関係者等及び一般観覧者を宿泊施設及び競技会場等へ誘導案内を行う。

イ バス・タクシー乗降所の設置

実行委員会は、必要に応じて、競技会場、練習会場等にバス・タクシー乗降所を設置する。

(4) 輸送力の確保

ア 車両の確保

実行委員会は、計画輸送のため、関係機関・関係団体の協力を得て、バス・タクシー等の必要台数を確保する。

イ 臨時バスの運行等

実行委員会は、臨時バスが必要と認められる場合には、関係機関・関係団体に対し、路線バスの増便を要請する。

(5) 全国輸送との連携

ア 指定下車駅及び指定乗降地の設定

全国から参集する大会関係者等の指定下車駅及び指定乗降地（以下「指定下車駅等」という。）は、県実行委員会と協議の上、宿泊地の最寄りの駅等から1箇所以上を設定する。

イ 指定下車駅等からの輸送

指定下車駅等と宿泊施設の相互間の輸送については、原則として公共交通機関等を利用した自主移動とする。ただし、地域の交通事情等を勘案し、必要に応じて計画輸送を実施する。

(6) 駐車場対策

ア 臨時駐車場の確保

道路交通事情及び大会関係者等の車両台数を勘案し、競技会場及び練習会場の周辺に必要に応じて臨時駐車場を確保する。

イ 駐車場整理員の配置

駐車場には駐車場整理員を配置し、場内で事故のないよう車両の適切な誘導を行う。

ウ 駐車許可証の交付

指定された駐車場への適切な車両誘導及び駐車場の円滑な管理運営を図るため、必要に応じて駐車許可証を交付する。

#### 4 交通業務内容

##### (1) 交通安全対策

ア 交通規制

各競技会の円滑な運営に万全を期するため、所轄警察署等の協力を得て、必要に応じて競技会場周辺等における交通規制を実施する。

イ 交通案内

大会関係者等及び一般観覧者が確実に目的地へ到着できるよう、関係機関・関係団体と協議の上、必要に応じて競技会場周辺の主要箇所に仮設の案内標識を設置する。

ウ 交通整理

競技会場及び練習会場並びに周辺道路における通行の安全及び混雑防止のため、必要に応じて整理誘導員を配置し、交通の整理誘導を実施する。

##### (2) 交通総量抑制対策

ア 一般車両抑制対策

関係機関・関係団体等の協力の下、各種広報媒体等を通じて、大会期間中のマイカー利用の自粛を呼びかけるとともに、必要に応じて臨時バスやシャトルバスの運行等を実施し、一般車両の台数を抑制する。

イ 大会関係者等車両抑制対策

各競技団体等の協力の下、乗り合いや計画輸送等の積極的な利用を推進し、大会関係者等車両の台数を抑制する。

#### 5 輸送本部の設置

実行委員会は、輸送本部を設置し、大会関係者等及び一般観覧者の輸送を統括する。

#### 6 輸送交通業務の委託

実行委員会は、この要項の定める業務の全部又は一部を関係団体等に委託できるものとする。

#### 7 その他

(1) この要項に定めるもののほか、輸送交通業務に関して必要な事項は別に定める。

(2) 競技別リハーサル大会に関する輸送交通業務については、この要項に準じて取扱うものとする。